り災証明書の受け付けは 10 月 30 日で終了します

7 月 29 日から開始した令和 8 年熊本地震に伴う「り災証明書」の受け付けを、申請件数も減少してきたことから、10 月 30 日(金)をもって終了します。公的支援の申請などで証明書を必要とする人は、お早めの申請をお願いします。

なお、被害認定調査については、当面の間継続してまいります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問 り災証明書コールセンター ☎ 234 - 6514

令和 8 年熊本地震を踏まえた住民意見交換会

令和 8 年熊本地震の影響や、今後の災害への備え、まちづくりについて、皆さんのご意見を伺います。いただいたご意見は、町の総合計画の策定などに生かします。

意見交換会のテーマ

より災害に強いまちづくりに向けて
- 今回の地震の被害状況や、生活への影響と、その中で、特に「困ったこと」や「役に立ったこと」をお聞かせください。
- ご自身、地域、行政機関それぞれの備えに関する気付きを教えてください。

今後のまちづくりに向けて
- 町に期待することをお聞かせください。

インターネットからもご意見を募集しています。(二次元コード)

期間 10 月 1 日(木)～ 31 日(土)

開催日程(全日程 午後 7 時～ 9 時)

校区	場所	開催日
津森	町公民館 津森分館	10 月 14 日(水)
広安	保健福祉センターはぴねす	10 月 16 日(金)
広安西	保健福祉センターはぴねす	10 月 23 日(金)
飯野	町公民館 飯野分館	10 月 27 日(火)
木山	地域共生センターカタル	10 月 28 日(水)
福田	町公民館 福田分館	10 月 30 日(金)

※事前申し込み不要。原則として、お住まいの校区の会場に参加してください。
※会場の駐車場に限りがあります。乗り合わせの上、お越しください。

問 総合政策課 企画政策係 ☎ 286 - 3223

令和 8 年度巡回結核検診

町では、表の通り 10 月に結核検診を実施します。

混雑防止のため、受診人数を校区ごとに調整しています。可能な限り、対象者に送付する受診票に記載の指定日時、会場で受診してください。

対象者 65 歳以上(令和 9 年 3 月 31 日時点)

費用 無料

※病院や勤務先、ましき健診、人間ドックで X 線検査(レントゲン)を受診した人は対象外です。

問 保健福祉センターはぴねす ☎ 234 - 6123

実施日(10月)	時間	会場
21日(水)	9:15～11:30／13:00～14:45	保健福祉センターはぴねす
22日(木)	9:15～11:30／13:00～14:30	
23日(金)	9:15～11:30／13:00～14:30	
25日(日)	9:00～12:30	役場
26日(月)	9:15～11:30	町公民館 飯野分館
27日(火)	9:15～11:30	町公民館 福田分館
28日(水)	9:15～12:40	保健福祉センターはぴねす
29日(木)	10:00～12:00	町公民館 津森分館

骨粗しょう症検診

対象者 町に住民登録がある 40 歳以上の女性(令和 9 年 3 月 31 日時点の年齢)

内容 エコー検査による骨密度測定

実施時期 12 月 1 日(火) ～ 10 日(木)の数日間
※申し込み人数に応じて日数を決定

実施場所 保健福祉センターはぴねす

自己負担 800 円
※ 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳の人は自己負担なし

骨粗しょう症検診の受診目安は、状況によって異なりますが、一般的には 5 年に一度の受診が推奨されています。

以下の人は本検診の対象外です。
- 令和 8 年度中に骨粗しょう症の検査を受けた人、受ける予定がある人
- すでに骨粗しょう症の診断を受けている人

申し込み 10 月 30 日(金)までに フォーム(二次元コード)で

問 保健福祉センターはぴねす ☎ 234-6123

新型コロナワクチン定期予防接種

対象者 次のいずれかに該当する人
- 65 歳以上
- 60 歳以上 65 歳未満で心臓・じん臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される障がいがあるか、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人(身体障害者手帳 1 級相当※)

※上記以外の障がいで身体障害者手帳 1 級相当となっている人は該当しません。

期間 10月1日(木) ～ 令和9年3月31日(水)

場所 町内医療機関

負担金 6,500 円(生活保護受給者は事前手続きにより自己負担なし)

詳しくは町ホームページや、10 月上旬ごろに回覧予定のチラシをご覧ください。

問 保健福祉センターはぴねす ☎ 234 - 6123

国民年金保険料の育児免除制度が始まりました

1 歳になるまでの子を養育している国民年金第 1 号被保険者※の国民年金保険料の納付が免除される制度が 10 月から開始されました。

※国民年金第 1 号被保険者とは、国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生、無職の人とその配偶者(厚生年金被保険者、共済組合などの加入者、第 3 号被保険者を除く)

対象 令和 8 年 10 月 1 日以降、1 歳になるまでの子を養育する国民年金第 1 号被保険者の**実父母・養父母**で、以下の要件を全て満たす人(任意加入被保険者は除く)
- 子と身分(親子)関係が継続している
- 子と同一住所である

期間 子が 1 歳になる誕生日の前月まで(最大 12 カ月)

内容
- 免除期間も保険料を納付したものとして、老齢基礎年金の受給額に反映
- 免除期間でも付加保険料が納付可(月額 400 円)
- 免除期間の保険料を前納している場合、全額還付

届け出について

必要なもの
・来庁者の本人確認書類
(免許証・マイナンバーカードなど)
※条件に応じて、別途証明書類が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

届け出が不要な人

産前産後免除期間が令和 8 年 9 月以降に終了する、マイナンバーの情報連携により日本年金機構が子との親子関係および同一世帯を確認できる**実母**

※詳しくは国民年金機構ホームページをご確認ください。

問 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 2503